

市政を動かすのは
あなたが納める
税金です

市税は

納期内に納めましょう

市税は、生活に密着した教育・文化の推進、健康・福祉の充実、生活環境の整備、産業の振興など、健康で安心して暮らせるまちづくりに使われています。住みよいまちを作るために、市税の納期内の納付をお願いします。

市税滞納の状況

市民の皆さんのご理解とご協力により、市の収納率は上昇傾向にあり、平成22年度の収納率は97.95%でした。これに過去の滞納分を合わせると収納率は91.24%になります。これは、三重県内14市の中で、ともに7番目の数字となっています。

皆さんが納める市税が、暮らしやすいまちづくりのために必要であることはもちろん、納期内に納付いただくことで、計画的に安定したサービスが提供できるようになります。

納税は、国民の義務であり、自主的に納付していただくものです。しかし、多くの人が納期内に納めていただいている一方で、滞納もまた発生しています。滞納が増えれば、きちんと納付し

ている人との間に不公平が生じ、市民サービスが低下するなど、皆さんの暮らしに大きな悪影響を及ぼします。

市税滞納の解消に向けて

市税の滞納を早期に解消するため、市では新規滞納者に対しても早い段階から、財産を調査して差し押さえなどをする財産調査・滞納処分を行っています。

納税者の皆さんで、市税のうち国民健康保険税が課税されている人は、毎月税金を収めていただくことになりました。仮に毎月1万円の納税額であったとしても、滞納すれば翌月には2カ月分の2万円、1年後には12万円となり、翌年度には24万円を納付しなければならなくなり大きな負担となってしまいます。

す。早期の滞納処分は納付困難となる納税者を生み出さないためなのです。

また、市税を滞納すると、督促手数料のほか、滞納の期間によっては延滞金を納めなくてはならなくなります。納付期限を守らないと、負担を増やしてしまうことになるのです。

また、税の滞納による負担は滞納者だけに掛かるものではなく、これらの滞納整理にかかわる経費も税金でまかなわれていることから、すべての納税者の負担となります。

不必要な出費を減らすためにも、税を納期内に納付するようお願いいたします。



◆滞納処分の流れ

税法には、「税金を納期限までに納めていただいた納税者との公平性を保つため、滞納している人の財産（預貯金・給与などの債権、動産、不動産、自動車など）を差し押さえなければならぬ」と定められています。

督促

納期限までに納付されない場合には督促状を発送します。（督促状手数料…1通50円）

催告

催告状などを発送し、納付を促します。（催告状を出さない場合もあります）

財産調査

金融機関・勤務先などに対し、債権（預貯金・給与など）の照会を行います。

差し押さえ

債権（預貯金・給与など）、証券・出資金、動産、自動車、不動産などを差し押さえます。（建物内などを検索する場合もあります）

換価・充当

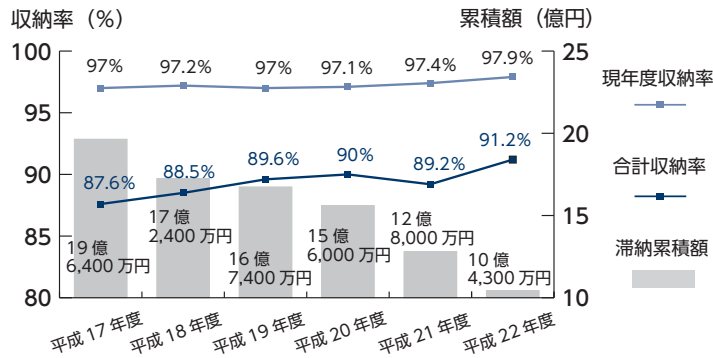
債権は、現金にして市税に充当します。動産、自動車、不動産などは公売し、売却代金を市税に充当します。



■差し押さえと公売の実施状況

	収納金額（差し押さえ件数）	売却金額 （公売回数）
	上記のうち給与を対象としたもの	
平成 21 年度	179,140,611 円（1,122 件）	12,313,412 円 （4 回）
	82,633,790 円（420 件）	
平成 22 年度	483,602,881 円（1,657 件）	24,315,501 円 （2 回）
	85,848,540 円（422 件）	
平成 23 年度	154,741,451 円（1,306 件）	1,305,635 円 （3 回）
	62,588,023 円（297 件）	

■市税収納率と滞納累積額の推移



※数値は、市民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税・市たばこ税・鉱産税・入湯税の合計です。

■納め忘れのない
口座振替をご利用ください

○口座振替で納税すると、納期ごとに窓口に出向く必要がありません。一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続されます。

【申込方法】 預金通帳、通帳の届出印を用意して金融機関へお申し込みください。※申込書は、市内の金融機関・収税課・

各支所の振興課にあります。※申し込みから口座振替開始まで、約一カ月必要です。

【口座振替日】 各税の納期限日

※口座残高が不足している場合、振り替えるできません。

＜口座振替をやめる場合＞

転出したときや死亡したときなども、登録した口座の情報は残ります。○口座振替をやめる場合は、金融機関で解約の手続きをしてください。

■困ったときは
ご相談ください

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により、納期内に納付できない人は、そのまま放置せずに電話や窓口で早めに相談してください。

事情により、収入に応じた分割納付や一定期間の納付猶予の適用を受けられる場合もあります。

納税相談は市の開庁時間内に収税課で随時受け付けています。また、夜間窓口を開設していますのでご利用ください。

《夜間窓口のご案内》

平日の午後5時15分までに来庁できない人も、納付や納付相談ができるように、夜間窓口を開設しています。

【業務内容】

市税の収納業務・納税相談業務

【とき】

毎週木曜日 午後7時30分まで
※夜間窓口開設は本庁のみです。

多重債務で
悩んでいる人へ

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時に、お伝えください。

過払い金が発生していれば、消費者金融から払いすぎたお金を返してもらえ場合があります。

また、市民生活課で、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。

《消費者相談専用ダイヤル》

☎ 22・9626

※午前9時～午後4時

《サラ金・クレジット問題相談》

月1回

※予約制

【問い合わせ】

市民生活課

☎ 22・9638



【問い合わせ】

収税課

☎ 22・9612

FAX 22・9618

市税は福祉や教育などの市民サービスを提供するために欠かせないものです。今後も納税の利便性や納税相談の充実に取り組みほか、市税の収納率向上と税負担の公平性の確保に努めます。